

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案要綱



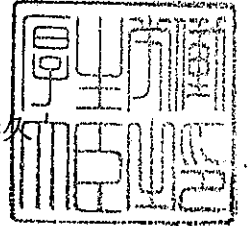
厚生労働省発職 0331 第 2 号

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 最低賃金日額の算定方法

最低賃金日額は、自動変更対象額が適用される年度の四月一日に効力を有する地域別最低賃金の額について、一定の地域ごとの額を労働者の人数により加重平均して算定した額に二十を乗じて得た額を七で除して得た額とするものとする。 (第二十八条の五関係)

二 個別延長給付の対象となる特定理由離職者の範囲

個別延長給付の対象となる特定理由離職者は、期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないこと（その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限る。）により離職した者とするものとする。 (第三十八条の二関係)

三 個別延長給付の対象となる者の基準

個別延長給付の対象となる者の基準は、受給資格者が次のいずれにも該当することとするものとする

こと。(第三十八条の三関係)

1 特に誠実かつ熱心に求職活動を行っているにもかかわらず、所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わる日までに職業に就くことができる見込みがなく、かつ、特に職業指導その他再就職の援助を行う必要があると認められること。

2 当該受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日以後、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること及び公共職業安定所が行う再就職を指導するために必要な職業指導を受けることを拒んだことがないこと。

四 個別延長給付の対象となる心身の状況の基準

個別延長給付の対象となる心身の状況の基準は、受給資格者が次のいずれかに該当することとするものとすること。(第三十八条の四関係)

- 1 難治性疾患を有するものであること。
- 2 発達障害者であること。

3 障害者雇用促進法第二条第一号に規定する障害者であること。

五 個別延長給付の対象となる災害

個別延長給付の対象となる災害は、次のとおりとするものとする。 (第三十八条の五関係)

1 激甚災害として政令で指定された災害

2 災害救助法に基づく救助が行われた災害

3 2に掲げる災害に準ずる災害として職業安定局長が定める災害

六 基本手当の支給に関する暫定措置の対象

基本手当の支給に関する暫定措置の対象となる特定理由離職者は、期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないこと（その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限る。）により離職した者とするものとする。 (附則第十八条関係)

七 地域延長給付の対象となる地域の基準

地域延長給付の対象となる地域の基準は、次のいずれにも該当することとするものとする。 (附

則第二十一条関係)

1 四半期ごとに公表される労働力調査の直近の結果によるその地域に係る労働力人口に対する最近一箇月における当該地域内に居住する求職者（2において「地域求職者」という。）の数の割合が、当該労働力調査の平成二十一年一月時点の結果による全国の労働力人口に対する同月時点における全国の求職者の数の割合以上であること。

2 最近一箇月における地域求職者の数に対するその地域内に所在する事業所に係る求人数の比率が平成二十一年一月時点における全国の求職者の数に対する同月時点における全国に所在する事業所に係る求人数の比率以下であること。

3 最近一箇月におけるその地域において基本手当の支給を受けた受給資格者の数を、当該受給資格者の数に当該各月の末日における被保険者（高年齢被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この3において同じ。）の数を加えた数で除して得た率が、平成二十一年一月時点における全国における基本手当の支給を受けた受給資格者の数を、当該受給資格者の数に同月の末日における被保険者の数を加えた数で除して得た率の平均以上であること。

4 最近一箇月において、その地域を管轄する公共職業安定所において求職の登録をした者であつて就職したもの（公共職業安定所の紹介した職業に就いた者に限る。以下この4において「求職登録就職者」という。）のうち、その地域において就職した者の割合が百分の五十に満たない地域にあつては、当該地域以外の地域であつて、求職登録就職者の数が最も多いものが1から3までのいずれにも該当すること。

八 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 職業安定法施行規則の一部改正

一 公共職業安定所による業務情報の提供（第十三条の二関係）

1 職業安定法第十八条の二の規定による特定地方公共団体又は職業紹介事業者の職業紹介事業の業務に係る情報の提供は、当該特定地方公共団体又は職業紹介事業者が、公共職業安定所に対し、求職者又は求人者に提供することを求める情報について行うものとする。

2 職業安定法第十八条の二の厚生労働省令で定めるものは、同法第三十二条の九第二項（同法第三十

三条第四項、第三十三條の二第七項及び第三十三條の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により職業紹介事業の全部又は一部の停止を命じられている者及び同法第四十八條の三の規定により業務の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命じられている者（当該必要な措置を講じていない者に限る。）とするものとする。

二 特別の法人の行う無料職業紹介事業に係る届出

特別の法人の行う無料職業紹介事業に係る届出について、届出をしようとする法人の役員住民票の写し及び履歴書の添付を要しないものとする。 （第二十五條の三関係）

三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 雇用対策法施行規則の一部改正

一 貸金日額の最低額等の改正

1 貸金日額の最低額について、四千九百二十円とするとともに、就職促進手当の日額の算定にあつて一定の率を乗ずる貸金日額の範囲となる額について、四千九百二十円以上一万二千九十円以下とす

るものとする。 (第一条の四第三項関係)

2 各年度の八月一日以後に適用される自動変更対象額のうち、最低賃金日額 (当該年度の四月一日に効力を有する地域別最低賃金の額について、一定の地域ごとの額を労働者の人数により加重平均して算定した額に二十を乗じて得た額を七で除して得た額とする。) に達しないものは、当該年度の八月一日以後、当該最低賃金日額とするものとする。 (第一条の四第七項関係)

3 就職促進手当の支給を受けることができる者が、自己の労働によって収入を得た場合の控除額について、千二百八十二円とするものとする。 (第一条の四第八項関係)

二 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 施行期日等

一 施行期日

この省令は、平成二十九年四月一日から施行すること。ただし、第一の一及び第三については平成二十九年八月一日から施行すること。 (附則第一条関係)

二 経過措置及び関係省令の整備

この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係省令の規定の整備を行うこと。（第四
条から第六条まで及び附則第二条から第四条まで関係）